

平成29年10月25日

各位

会社名 日興アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード：13084)
代表者名 代表取締役社長 柴田拓美
問い合わせ先 ETF開発部 今井幸英
(TEL. 03-6447-6581)

(訂正) 「上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300」 重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせの一部訂正について

当社設定の「上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300」(証券コード：1322)につきまして、平成29年10月19日に開示いたしました『「上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300」重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ』に一部誤りがございましたので、謹んでお詫びのうえ、下記の通り訂正いたします。

記

1. 訂正箇所

「5. 約款の新旧対照表(案)」のうち、議案Aの約款変更に係る新旧対照表(案)において、3カ所の訂正を行ないます。なお、当該訂正箇所は、以下の新旧対照表内において で示しております。

○第19条：当該条文に関する変更について、記載もれとなっておりました。

○第35条：第1項において、「第34条第5項」とすべきところを「第34条第4項」と記載しておりました。

○第40条：第2項において、「信託財産留保額に相当する額」とすべきところを「信託財産留保額」と記載しておりました。

2. 訂正後の約款の新旧対照表(案)

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド中国A株(パンダ)CSI300 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

<議案A：金銭による一部解約スキームへ移行>

新	旧
(利害関係人等との取引等) 第19条 ①(略)	(利害関係人等との取引等) 第19条 ①(同左)
②前項の取扱いは、第22条および第25条から第26条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。	②前項の取扱いは、第22条、第25条および第26条における委託者の指図による取引についても同様とします。

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com

<p>③ (略)</p> <p>④委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条および第25条から第26条の2までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p>	<p>③ (同 左)</p> <p>④委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第17条ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条、第25条および第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p>
<p>⑤ (略)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>第35条</p> <p>①受益者が、収益分配金については第34条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>	<p>⑤ (同 左)</p> <p>(収益分配金ならびに信託終了時の交換投資信託証券および買取代金の時効)</p> <p>第35条</p> <p>①受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了時における投資信託証券および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その交換または支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</p>
<p>(受益権の買取り)</p> <p>第40条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、<u>受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。</u></p> <p>②受益権の買取価額は、買取約定日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.6%の率を乗じて得た額を信託財産留保額に相当する額として控除した価額とします。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>(受益権の買取り)</p> <p>第40条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、<u>以下の各号に該当する場合は、受益者の請求に基づいて当該受益権を買取ります。ただし、第2号に該当する場合は、信託終了日の3営業日前までに当該請求を行なうものとします。</u></p> <p>1. <u>受益者の保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合</u></p> <p>2. <u>受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合</u></p> <p>②受益権の買取価額は、買取約定日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>③～⑤ (同 左)</p>

以上